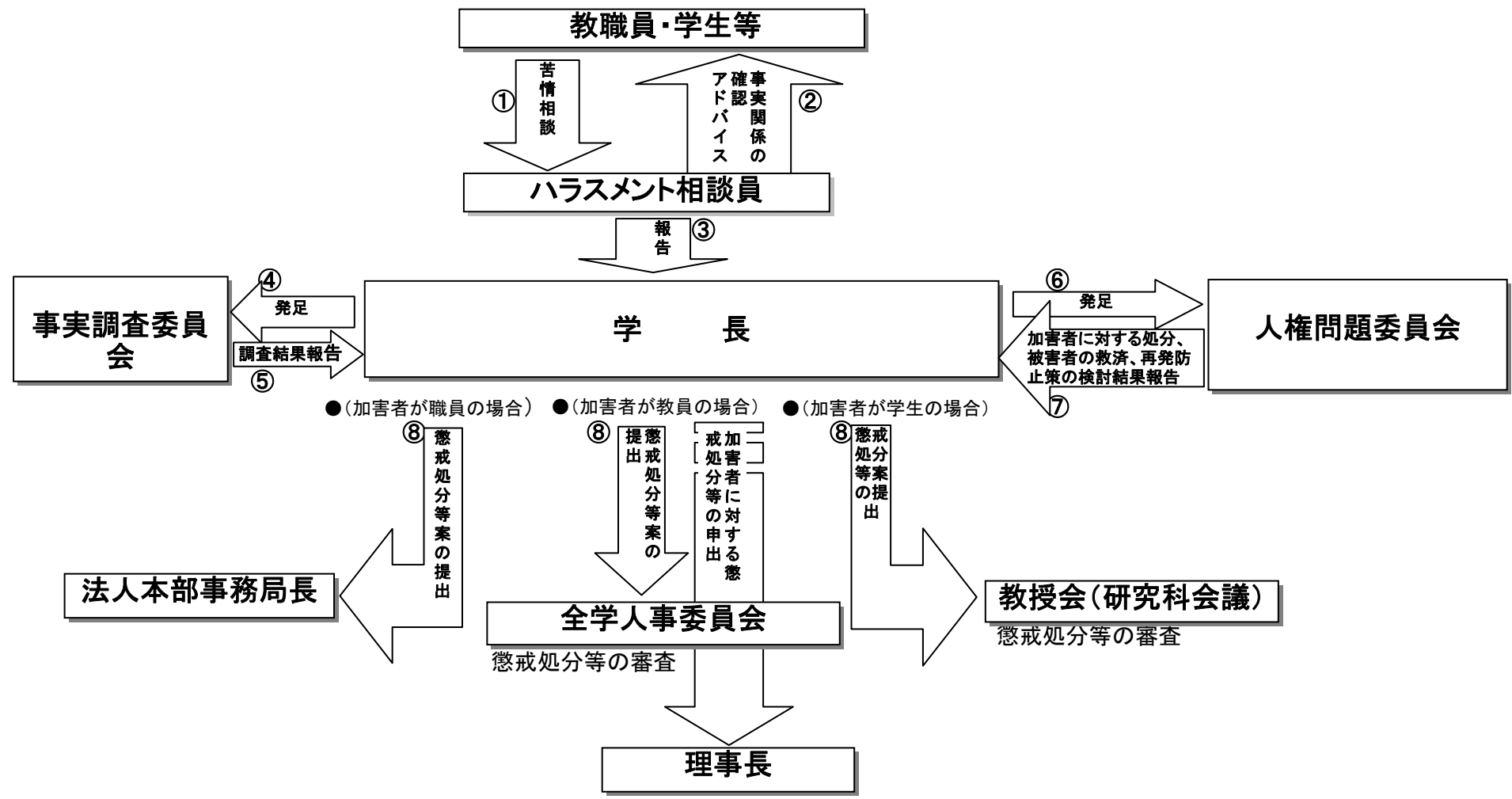


愛知県立芸術大学におけるハラスメントの防止概略図



教職員・学生等

① 苦情相談

② 事実関係の確認
アドバイス

ハラスメント相談員

③ 報告

④ 発足

事実調査委員会

⑤ 調査結果報告

学長

⑥ 発足

人権問題委員会

⑦ 加害者に対する処分、被害者の救済、再発防止策の検討結果報告

●(加害者が職員の場合) ●(加害者が教員の場合) ●(加害者が学生の場合)

⑧ 懲戒処分等案の提出

法人本部事務局長

⑧ 懲戒処分等案の提出

全学人事委員会

懲戒処分等の審査

⑧ 懲戒処分等案の提出

教授会(研究科会議)

懲戒処分等の審査

理事長